

改正

平成3年3月29日教委規則第1号

平成12年3月23日教委規則第2号

平成28年3月24日教委規則第2号

羽咋市教育委員会傍聴人規則

(傍聴の手続)

**第1条** 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業その他教育長の必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴の制限)

**第2条** 教育長は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の禁止)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 傍聴席満員後に傍聴しようとする者
- (4) 前各号のほか、教育長において傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の禁止行為)

**第4条** 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をする事。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

2 教育長は、前項各号の規定を守らない者があるときは、これを制止し、なお、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

**第5条** 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速かに退場しなければならない。

(教育長の指示)

**第6条** この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成3年3月29日教委規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年3月23日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月24日教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の羽咋市教育委員会傍聴人規則は適用せず、改正前の羽咋市教育委員会傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。